

香川県医学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第9号

香川県医学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
香川県医学生修学資金貸付条例施行規則（平成19年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(返済の債務の免除となる期間) 第9条 略</p> <p><u>2 修学資金の貸付けを受けた者が、県内の医療機関において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受けた場合は、前項の規定に関わらず、臨床研修の期間に相当する期間を義務年限期間から除くことができるものとする。</u></p> <p><u>3 義務年限期間には、臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修（知事が指定する医療機関で行うものに限る。以下「後期臨床研修」という。）の期間を含めることができるものとする。</u></p> <p>(返還の債務の履行猶予の申請等) 第10条 条例第9条の規定による修学資金の返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、医学生修学資金返還債務履行猶予申請書（第6号様式）に</p>	<p>(返済の債務の免除となる期間) 第9条 条例第7条第1項第1号及び第8条第1項第4号に規定する規則で定める期間は、条例第3条第2項の規定による貸付期間の2分の3に相当する期間（その期間に1年に満たない端数があるときはこれを1年とし、知事が必要と認める休職期間を除く。以下「義務年限期間」という。）とする。</p> <p><u>2 前項の義務年限期間には、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）の修了後に行う専門的な臨床研修（知事が指定する医療機関で行うものに限る。以下「後期臨床研修」という。）の期間を含めることができるものとする。</u></p> <p><u>3 前項の後期臨床研修の期間は、3年を限度として貸付期間に応じて知事が定める。</u></p> <p><u>(後期臨床研修の承認)</u> 第10条 前条第2項に規定する後期臨床研修を受けようとする者は、当該研修の開始3月前までに後期臨床研修承認申請書（第6号様式）に当該研修実施医療機関の開設者又は管理者の承諾書を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(返還の債務の履行猶予の申請等) 第11条 条例第9条の規定による修学資金の返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、医学生修学資金返還債務履行猶予申請書（第7号様式）に</p>

知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 略

第11条・第12条 略

知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 略

第12条・第13条 略

第6号様式（第10条関係）

後期臨床研修承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

香川県医学生修学資金貸付条例施行規則第10条の承認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号	
医籍登録番号及び登録年月日	第 号 年 月 日登録
研修先の名称及び所在地	
研 修 期 間	年 月 日～ 年 月 日
研 修 内 容	

備考 後期臨床研修を受けようとする医療機関の開設者又は管理者の承諾書を添付すること。

第6号様式（第10条関係）

略

第7号様式（第11条関係）

略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。